

2010年12月1日通告 15日 一般質問 山県市議会 寺町知正  
(質問と答弁を並べ替えて分かりやすくした。今回は時間がたりず、実質、再質問は無し)  
質問番号3番 答弁者 副市長

質問事項 格差社会対策として低所得者の支援と国保制度の是正を

《問・寺町》 経済の悪化で多くの市民の暮らしは大変だ。格差が広まる中、最近の特徴の一つは、中間層の下位層の増大が指摘されている。

そもそも山県市は県内でも「市民所得」が低く県内平均の95%で29位。

格差社会対策としても人口対策としても低所得者への支援は欠かせない状況だ。

市の今年度の国保税は大幅に増額された。低所得者にとっては、いっそう支払い困難な金額となってきた。市の国保は全世帯数の47%、対象市民数は31%。状況をみると、9%が「所得まったく無し」の世帯、23%が「低所得ゆえに『税』を軽減」され、31%の人が「65歳以上」の高齢者だ。このように国保は、無職者層、低所得者層、高齢者層が多く、他の社会保険等とは決定的に違う。

《問・寺町》 1. 格差社会対策として低所得者の市民税の実質減税を

山県市の「市民税(個人分)」に関して「課税標準額」(昨年度調べ)でみたとき、納稅義務者の合計は約14300人で納稅額の合計は12億7000万円。つまり、「課税標準額」の平均は「1人当たり約150万円」だ。このうち所得の少ない方からみると、「均等割りのみは約1500人」「100万円以下は約5300人」そして「150万円以下は(推計)約2300人」と「合計約9100人で約3億円を納稅」している。

なお、「課税標準額150万円」のあたりだと「所得控除額」(扶養控除、社会保険控除等)は「およそ100万円」ほどなので、おおまかにみると、課税標準額150万円の人の総所得は平均「一人約250万円」程度と推計できる。

そこで、課税標準額150万円以下の人たち(おおまかにみると年間総所得250万円以下クラス)の支援としての実質的に市民税の30%減税ともいえる「助成金」(合計約9000万円/年)(完納者に次年度)として、「市内限定で使用できる買物券」(ある種の「地域振興券」として交付することを提案する。(費目や手法の考え方は第1問に同じ)。市はどう考えるか。

《答・副市長》 「課税標準額150万円以下の人たちに対する30%の市民税の減税」についてであります。最初のご質問でもお答えいたしましたように、ある特定の納稅者のみが恩恵を受けるという観点と財政面からも好ましくないと考えております。財源不足の折、こうした見切り発車は良くないとの考えであります。

《問・寺町》 2. 国民健康保険制度の是正を

業界ごと等の各種健康保険組合等に加入する給与所得者・サラリーマンが加入する医療保険との違い、国保は低所得者の医療保険としてのセーフティネットとも言われる。他の保険と比べると、平均所得の最も低い「国保加入者」が最も高い「保険税」を支払っている実態が指摘されている(保険税率に換算)。国の制度改正は不可欠だが、基礎自

治体(市町村)の努力も重要だ。

保険税の基礎は、「応能」分(「所得割」「資産割」)と、受益に応じて等しく賦課される「応益」分(被保険者「均等割」、世帯別「平等割」)で構成される。山県市はこの「4方式」で課税している。他方で、資産割をなくしての「3方式」、所得割と平等割均等割だけの「2方式」の自治体もある。

資産割をなくし、将来的には所得割と平等割均等割だけにするのが望ましいとの指摘が増加してきているが、市の見解はどのようか。

《答・副市長》国民健康保険税は、国民健康保険法第76条、地方税法第703条の4、5、及び国民健康保険税条例に基づいて、国保事業を運営をする経費に充てるために賦課しております。

国民健康保険法施行令に規定する標準按分方式は、所得割・資産割・均等割・平等割を合算する四方式と所得割・均等割・平等割を合算する三方式、所得割と均等割を合算する二方式の3とあります。一般的に四方式は、市町村型、三方式は、中小都市型、二方式は都市型と言われており、市町村の実情に応じ方式を選択し課税しております。

県下の42市町村の按分方式は、二方式が二町、三方式が二市一町、残りの37の市町村が四方式を選択しております。

山県市も四方式を採用しており、応能と応益の標準割合は、おおよそ50対50となっています。

応能分には、所得割額と資産割額があり、所得割額は、納税義務者たる世帯主および、その世帯に属する被保険者個々の課税総所得金額から基礎控除額を差し引いた金額に税率をかけて算定するものです。しかし、山県市の国保加入世帯の44%が、7割から2割の軽減世帯となっていますので、所得のある方々の負担が多くなっているのが現状でございます。

また、資産割額は、固定資産税額に国保の税率をかけて算定しますので、移動が少なく財源としては安定した税といえます。したがって、資産割をなくして三方式にすると言うことは、所得の低い方々への負担がいっそう大きくなりますので、今のところは、資産割をなくすという検討はしておりません。

《問・寺町》3. 資産割は、現にほとんど金銭的所得的な生産のない「固定資産」を有する(例えば、農村部や美山地区に多い)人たちにはきわめて非現実的だ。まず、市も資産割をなくしてはどうか。

少なくとも、率を大幅に引き下げる 것을 提案합니다.

《答・副市長》 本市におきましては、土地の評価額の差が大きくありますので、資産割に関しましては、議員ご発言の『生産のない農村部の人には非現実的』だということは、一概に言えないのではないかと思います。

また、先ほど申し上げました通り資産割をなくすという検討は今のところはしておりません。しかし、今後につきましては、国保の広域化が検討され始めている中、広域化された後の按分率を見据えて、資産割率を低くすることも視野にいれ、検討していかなければならぬと思っております。

《問・寺町》4. 1995(平成7)年の国民健康保険法改正で応能割と応益割の比率について7：3から5：5へと変更することを推進した。その結果として、所得が少なくても世帯人数が多くなれば、支払うべき国保税は増える。

高額の保険税に苦しむ低所得者層の負担は、

- ⇒ 滞納者を増加させ、
- ⇒ それらが保険税の値上げをしなければならない状況を作り、
- ⇒ さらに滞納者と無保険者状態の人を生み、
- ⇒ 収納対策を強化せざるを得ないという 悪循環に陥っている。

幸い、今年度の国の制度改正により、応能・応益割合にかかわらず7割、5割、2割軽減が可能となった。

山県市は、応能・応益割合を、まずは「6：4」方向にしてはどうか。

《答・副市長》 滞納者は、平成20年度 545名で5. 80%、平成21年度 582名で6. 22%と、わずかですが増えております。

応能と応益の割合について、平成22年8月の本算定時の医療一般分で見てみると、応能が49. 45%(所得割額40. 30%、資産割額9. 15%)、応益が50. 54%(均等割額34. 20%、平等割額16. 34%)となっておりますが、この算定には、保険基盤安定繰入金を見込んで軽減分を引いておりません。

したがいまして、軽減分を引いた応能と応益の割合はといいますと、応能が55. 15%(所得割額44. 94%、資産割額10. 21%)、応益が44. 85%(均等割額30. 73%、平等割額14. 12%)となっております。

軽減分が多くなれば、応能の課税対象者となる方の負担が重くなりますので、応能と応益割合を6:4にした場合は、軽減世帯の保険税が下がり、所得のある世帯の負担があがることになりますので、慎重に対応していかなくてはいけないと思っております。

《問・寺町》 5. 「法定繰入（金）」はどこも通常になってきているが、負担緩和等のために「法定外繰入（金）」を実施する自治体も増えている。

県内市の状況はどのようか。

現在おこなっていない山県市も「法定外繰入（金）」を決断すべきではないか。

《答・副市長》 法定外繰入は、国や県の財政調整の一環として、地方交付税等の財政措置がされないもので、市単独で一般会計から国保会計に繰入れをするものです。

岐阜県内の21市の状況を見ますと、15市が法定外繰入を行っていますが、保険税負担緩和の為に繰り入れているのは、5市となっています。繰入で多いのは、福祉医療影響分の補填で13市となっております。

山県市の国保加入世帯は、平成22年9月末で47.37%の4,823世帯（全体10,181世帯）。被保険者は、31.01%の9,225人（全人口29,748人）です。

特に、60歳～75歳未満人口では、65.35%の4,218人（全体6,454人）が加入されています。

全世帯の半数近い世帯、人口では3分の1近くが国保に加入しています。特に高齢者の比重が高い状態を見ますと、保険税の負担がかかる労働段階の負担を軽くするためにも、今後、法定外繰入れについて検討していかなくてはならないと思っております。以上

※ 地域振興券（ちいきしんこうけん）とは1999年4月1日から9月30日まで日本国内で流通した商品券の1種である。

子育てを支援し、老齢福祉年金等の受給者や所得の低い高齢者の経済的負担を軽減することにより、個人消費の喚起と地域経済の活性化、地域の振興を図ることを目的に発行された。